

令和元年5月31日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03388

研究課題名(和文) 少額紛争処理における民事司法及び裁判外紛争処理の役割

研究課題名(英文) Role of Civil Justice and ADR in Small Claim Disputes

研究代表者

垣内 秀介(Kakiuchi, Shusuke)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：10282534

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、係争額が比較的小さな紛争の処理に関して、民事司法および裁判外紛争処理が果たすべき役割について、裁判を受ける権利、民事訴訟制度の目的といった民事司法をめぐる従来の基礎理論を踏まえつつ、EU諸国およびアメリカを主たる対象とした比較法的研究を行うことにより、少額紛争に関わる諸制度が望ましい機能を果たすための解釈論および立法論上の提言を行うために必要となる基本的視座の設定を試みたものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

いかなる紛争解決過程であろうと、その実施には一定の時間的・金銭的成本を要し、紛争当事者としては、その利用に際して、そうした費用についての考慮を避けることができない。そしてこのことは、実体的・手続正当性を高い水準で追求する民事訴訟手続にとりわけ妥当し、場合によっては、当事者に対して民事訴訟手続の利用を抑制する作用を営むことになる。少額紛争は、当事者の資力が乏しい場合と並んで、こうした問題が極大化する代表的な局面といえる。本研究の意義は、こうした少額紛争の解決における課題について検討し、裁判手続の簡易・迅速化の多様な方策のもつ意義、また、ADRの活用のあり方について分析した点にある。

研究成果の概要(英文)：This research project focused on the role of civil justice and ADR in small claim dispute resolution. Reconsidering the basic values concerning civil justice system such as access to justice and goal(s) of law of civil procedure, on the one hand, and based on comparative study of foreign jurisdictions, on the other hand, it aimed at developing a theoretical framework to discuss and design a comprehensive dispute resolution system which can meet various demands in small disputes.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：少額手続 少額訴訟 簡易手続 裁判外紛争処理 ADR

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 問題の所在

いかなる紛争解決過程であろうと、その実施には一定の時間的・金銭的コストを要し、紛争当事者としては、その利用に際して、そうした費用についての考慮を避けることができない。そしてこのことは、実体的・手続正当性を高い水準で追求する民事訴訟手続にとりわけ受当し、場合によっては、当事者に対して民事訴訟手続の利用を抑制する作用を営むことになる。少額紛争は、当事者の資力が乏しい場合と並んで、こうした問題が極大化する代表的な局面といえる。

しかし、こうした理由から紛争当事者が民事訴訟手続の利用を阻まれることは、裁判を受ける権利の観点から看過できない。そのため、こうした状況に対処し、裁判へのアクセスを確保するための方策を講じることは、早くから立法者の大きな関心事となってきた。具体的には、少額紛争を対象とする特別の裁判所や特別の手続の設置などがこれにあたるが、こうした施策をどの範囲の紛争について、またどのような態様で講じるかは、民事訴訟において要求される手続の質や、民事訴訟手続が社会において果たすべき役割の理解とも密接に関わり、比較法的にも多彩なヴァリエーションが見られるところであり、その意味で、一国の民事訴訟制度の試金石の1つであるといっても過言ではない。

日本におけるこの問題への対応としては、まず、1947年の簡易裁判所の設置が挙げられるが、その事物管轄の逐次拡大に伴う「ミニ地裁化」が夙に指摘され、そのことが、1996年制定の現行民訴法における少額訴訟手続の導入につながったことは、周知の通りである。また、1922年導入の借地借家調停に端を発し、1951年制定の民事調停法に結実する司法型調停の整備も、一面では少額紛争に対する対応の意味をもったといえる。

しかしながら、これらの制度が期待された役割を十分に果たしているかどうかについては、疑義が存在する。すなわち、少額訴訟の新受事件数は、1万件前後でスタートし、2005年には約2万3500件に達したが、その後は減少を続け、2014年には1万2000件あまりに半減するに至っている。加えて、民事調停の新受事件数もまた、近年減少を続けている状況にある。

こうした状況に鑑みれば、現行民訴法の制定から20年を迎えようとする今日、少額紛争に対する民事司法の対応のあり方が、改めて検証され、再考されるべき時期に来ている。

以上に加えて、本研究が必要となる背景として、現行民訴法の施行後、2004年には裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)が成立し、2007年には同法に基づく認証制度が施行されるなど、最近10年間に、ADRをめぐる状況に格段の進展を見たことが挙げられる。しばしば指摘されるように(一例として、青山善充「いまADRはどうなっているか」法の支配178号7頁参照)、少額紛争は、ADRの利点が強調される代表的な分野の1つであり、アメリカおよび近年においては欧州諸国においても、少額紛争への対応策としてのADRの活用が急速に進みつつあるのが現状である。こうした状況に鑑みれば、今日において少額紛争処理を論じるにあたっては、訴訟手続のみに着目することでは全く不十分であり、民事調停をはじめとする司法型ADRはもちろん、民間型ADRを含むADR全般を視野に入れつつ、民事司法との適切な役割分担を検討することが、喫緊の課題となっていた。

### (2) 従来議論状況

こうした状況にもかかわらず、従来、少額紛争処理における司法型・民間型ADRとの役割分担に関する理論的な視点の構築や、少額紛争処理という観点からみた各種手続の分析・検討が十分に行われてきたとはいえない。すなわち、少額訴訟に関しては、現行法施行直後においてその実務運用等をめぐる一定の議論がされたものの(文献の状況につき、例えば、松本博之=上野泰男『民事訴訟法(第8版)』884頁参照)、その後は、今日に至るまで新たな研究は乏しい状況にあり、とりわけ、近年この点に関する法発展が著しい欧州諸国の状況についての比較法的研究は、皆無に近いといつてよい。2001年に公表された司法制度改革審議会意見書においても、民事司法に関しては、一般的な手続迅速化や専門的知見を要する事件への対応に主眼が置かれ、少額事件に関しては、少額訴訟の訴額の上限引上げが提言されたほかは、地裁における簡易迅速手続の導入が将来の課題として指摘されるにとどまったが(報告書第1・1・(3))、この課題についてその後特段の進展がみられないことも、こうした状況を象徴するものといえる。

また、ADRの観点からは、民事訴訟とADRの役割分担に関する一般的な議論は存在するものの(例えば、山本和彦=山田文『ADR仲裁法(第2版)』87頁)、少額紛争に焦点を当てた研究が十分にされているものとはいえない状況にあった。

## 2. 研究の目的

以上の背景を踏まえ、本研究においては、(1)少額紛争処理における民事司法とADRとの適切な役割分担および制度設計に関する基礎的な理論枠組みを構築するとともに、(2)少額紛争処理に関わる具体的な諸制度について、こうした理論的指針を踏まえた解釈論上・立法論上の提言を行う。具体的には、(1)については、手続にかかる当事者及び制度設営者側の費用といった現実的諸条件や、裁判を受ける権利、民事訴訟制度の目的といった理論的観点に照らして、民事訴訟制度はどの程度少額紛争処理に対するニーズに対応すべきであるのか、逆に、少額紛

争のADRへの誘導はどの程度で正当化されるか、という問題が、また、(2)については、そうした基礎理論を踏まえて、一方では、少額訴訟等の訴訟手続における手続の簡易化の態様やその限界の解明が目指されるとともに、他方では、ADRの制度設計や運用のあり方、とりわけそこでの実体法の考慮のあり方などが、中心的な課題となる。

これらの課題に取り組むための研究手法としては、一方で、裁判を受ける権利や民事訴訟制度の目的といった民事司法をめぐる従来の基礎理論の見直しを含む理論研究、他方で、少額紛争処理をめぐるEU諸国およびアメリカを主たる対象とした比較法的研究が大きな柱となる。

### 3. 研究の方法

本研究は、(1) 少額紛争処理における民事司法とADRとの適切な役割分担および制度設計に関する基礎的な理論枠組みを構築するとともに、(2) 少額紛争処理に関わる具体的な諸制度について、こうした理論的指針を踏まえた解釈論上・立法論上の提言を行おうとするものであり、そのための方法としては、一方で、裁判を受ける権利や民事訴訟制度の目的といった民事司法をめぐる従来の基礎理論の見直しを含む理論研究、他方で、少額紛争処理をめぐるEU諸国およびアメリカを主たる対象とした比較法的研究が大きな柱となる。これらのうち、前者の理論研究に関しては、少額訴訟や民事調停、ADRをめぐる民事訴訟法学上の議論が中心的な検討対象となるが、それに加えて、これらの制度に関する法社会学などの隣接分野の議論も積極的に参照するほか、法の支配や司法権のあり方をめぐる憲法学上の議論や、民事実体法の機能のあり方などをめぐる民法学上の議論についても、目配りをする必要がある。また、後者の比較法的研究については、少額紛争処理をめぐるアメリカ合衆国及びEU諸国、とりわけドイツ、フランス、イギリスにおける近時の動向が主たる検討の対象となる。

### 4. 研究成果

(1) 平成28年度においては、基礎となる各国法の図書・文献・資料の収集・整理を進めつつ、比較法研究に関しては、手始めとして、英国、スペイン、ベルギー、イスラエル、ガーナ、アメリカ合衆国、カナダ、ブラジルの各国における少額手続ないし簡易手続に関する法整備の状況および運用状況についての比較検討を試みるとともに、各国法比較のための基本的な視座の抽出に努めた。その成果の一端については、オランダ・ロッテルダム大学のクラマー教授と共著の英語論文において、公表することができた。さらに、ドイツ法に関しては、少額事件処理の重要な一手段であるADRの活用状況について、2013年のEU消費者ADR指令への対応等も含めて検討を行い、その一端を公表することができたほか、2017年3月には、ドイツ・フランクフルト大学のマウルチュ教授と意見交換を行い、紛争処理における司法の役割に関するドイツ、英国、アメリカ合衆国における議論状況についての理解を深めることができた。また、日本法に関しては、少額訴訟をめぐる従来の議論のほか、法の支配及び裁判を受ける権利をめぐる憲法学上の議論、民事訴訟制度の目的に関する民事訴訟法学上の議論の検討を行い、問題点の析出・整理を進めたほか、ADRの利用状況に関するフォローに努めた。さらに、各論的な検討として、消費者裁判手続特例法上の和解的処理のあり方に関して、若干の成果を公表することができた。

(2) 平成29年度において公表することができた主要な研究実績としては、韓国におけるADRないし消費者紛争処理手続に関する調査結果、任意的訴訟担当における授權要件の意義をめぐる検討、現行民訴法制定・施行後の民事訴訟審理の状況の総括、訴訟上の和解の運用をめぐる現状の分析が挙げられる。以上のうち、は、韓国におけるADR機関や消費者紛争処理手続をめぐる運用及び立法の動向を調査したものであり、訴訟手続の利川状況の面で日本との間には大きな違いがあるとはいえ、行政機関と民間機関の役割分担のあり方など、日本における今後の少額紛争処理手続のあり方を考える上で、参考になる点がある。また、で検討した任意的訴訟担当の問題は、直接には民事訴訟の判決手続における当事者適格に関わる問題であるが、従来から指摘されているように、訴訟担当の制度は、個々の権利者が自ら当事者として訴訟追行をすることが現実的でない少額多数紛争における裁判へのアクセス手法としても重要性を持つものである。そこで検討した授權要件の意義の問題は、いわゆるオプトアウト型の集団訴訟といった手法を評価する上でも、意味をもつ。次に、においては、とりわけ今世紀に入って進められた司法制度改革の成果として司法をめぐる人的基盤が大幅に拡充されたにもかかわらず、民事訴訟の新受件数は大幅には増加しておらず、審理期間の面ではむしろ状況が悪化している現状を確認し、その改善の方向性を模索した。こうした裁判手続をめぐる時間的・経済的コストの問題は、とりわけ少額紛争において顕著な形で作用するものと考えられる。最後に、においては、訴訟上の和解に関して、とりわけその運用状況の歴史的推移を確認するとともに、相対的に少額紛争を多く扱っている簡易裁判所の実務に関して、地方裁判所におけるのとは異なる動向が存在することを指摘するとともに、若干の政策的提言を行った。

(3) 平成30年度において公表に至ることができた主要な研究業績としては、少額紛争処理手続の有力な一部門である裁判外紛争処理手続(ADR)に関するもの、少額訴訟手続・簡裁通常手続を含む民事訴訟手続の利用状況に関するものを挙げることもできる。に含まれるものとしては、紛争当事者がどのようにしてADR手続の存在を認知し、実際の手続利用に至ったの

かについて、弁護士会系の各種ADR利用者に対して行った質問票調査の結果を分析したもの、より広く、行政型ADR等を含む各種の紛争処理手続利用経験者に対するインターネット調査の結果を分析したものが挙げられる。これらの分析の結果、各種のADRが実際に紛争当事者に認知され、利用されるためには、事前の一般的な認知度もさることながら、紛争発生後の認知経路の充実が課題であること、また、訴訟の利用者とADRの利用者とは、手続利用に際しての期待内容や懸念事項について違いが存在する可能性があるが、ADRの利用者においても、白黒や事実関係をはっきりさせたり、相手方をこらしめ、あるいは非を認めさせることに関しては、訴訟利用者と同等の強い期待が存在することなどが、裏付けられた。これらの調査結果については、さらに詳細な分析の余地が多く残されているが、今後、少額紛争処理手続としてADRがさらに活用されるための重要な基礎的知見となると考えられる。また、に含まれるものとしては、第二次大戦後の民事訴訟事件数の推移に着目しつつ、民事訴訟手続が日本の民事紛争処理手続全体において占める意義について分析したものが挙げられる。そこでは、民事訴訟の役割は、直近の事件数の急減にかかわらず、増大している増大している可能性があることが明らかとなった。これは、そうした中で利用が伸び悩んでいる少額訴訟手続については、抜本的な改善の必要があることを浮き彫りとする知見といえよう。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計11件)

垣内 秀介「ADR法制の改善に向けた日本ADR協会の取組み」NBL1126号1頁(2018)  
(査読なし)

垣内 秀介「紛争処理手続利用経験者インターネット調査について 利用者調査との比較を中心に」法と実務14号187-223頁(2018)(査読なし)

垣内 秀介「ADR手続の認知と利用への経緯」法と実務14号87-110頁(2018)(査読なし)  
太田 勝造 = 垣内 秀介編『利用者からみたADRの現状と課題』法と実務14号75-302頁(2018)(査読なし)

垣内 秀介「民事訴訟の審理をめぐる問題状況 現行民訴法施行20年を振り返って」論究ジュリスト24号6-13頁(2018)(査読なし)

垣内 秀介「韓国のADR・民事手続瞥見 韓国訪問調査に同行して」公益財団法人自動車製造物責任センター平成28年度活動状況報告11-19頁(2017)(査読なし)

山本 和彦、青木 一郎、垣内 秀介、高畑 敬信、藤田 正人、藤原 誠、渡部 晃「ADR法10年—その成果と課題」NBL1092号4-43頁(2017)(査読なし)

垣内 秀介「共通義務確認訴訟及び簡易確定手続における和解」法の支配182号77-86頁(2016)(査読なし)

垣内 秀介「ADRをめぐるドイツの近況」仲裁とADR・11号1-11頁(2016)(査読なし)  
Xandra KRAMER & Shusuke KAKIUCHI, Austerity in Civil Procedure and the Role of Simplified Procedures, in: *Erasmus Law Review* 2015-4, 139-146 (2016) (DOI: 10.5553/ELR.000057) (査読なし)

垣内 秀介「特定調停手続において継続的金銭消費貸借の当事者間に成立した調停の有効性と解釈」ジュリスト1492号(平成27年度重要判例解説)135-136頁(2016)(査読なし)

### 〔学会発表〕(計2件)

垣内 秀介「和解をめぐる利用者の評価とその意義 2006年調査以来の経年変化を中心として」(ミニ・シンポジウム「2016年民事訴訟利用者調査の結果概要」、日本法社会学会2018年度学術大会、2018年5月27日、鹿児島大学)

垣内 秀介「ADR手続の認知と利用への経緯」(ミニシンポジウム「利用者からみた日本のADR 弁護士会系ADRの利用者調査結果から」、日本法社会学会2016年度学術大会、2016年5月29日、立命館大学)

### 〔図書〕(計4件)

垣内 秀介「日本の民事訴訟事件数の現状をどうみるか」ダニエル・H・フットほか編・村山眞維先生古稀記念『法の経験的社会科学の確立に向けて』251-274頁(信山社、2019)

垣内 秀介「訴訟上の和解の現在」『和解技術論』出現以後の展開を振り返って、草野芳郎ほか・草野芳郎先生古稀記念『和解は未来を創る』13-34頁(信山社、2018)

垣内 秀介「任意的訴訟担当における授權をめぐって」高田裕成ほか編・高橋宏志先生古稀祝賀『民事訴訟法の理論』211-243頁(有斐閣、2018)

Xandra KRAMER & Shusuke KAKIUCHI, Relief in Small and Simple Matters in an Age of Austerity, in: H. Pekcanitez, N. Bolayir & C. Simil (Eds.), *XVth International Association of Procedural Law World Congress, Istanbul* (Oniki Levha Yayıncılık 2016), p. 121-225 (2016)

### 〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6 . 研究組織

(1)研究分担者 なし

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者 なし

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。